（特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請）

第十条の十二　（略）

2　第九条の二第二項から第九項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同条第二項第十五号中「令第六条の九第二号に掲げる者（以下「優良産業廃棄物収集運搬業者」という。）」とあるのは「令第六条の十三第二号に掲げる者」と、「法第十四条第二項」とあるのは「法第十四条の四第二項」と、「次条第一号」とあるのは「第十条の十二の二第一号」と、同条第四項中「次条第二号」とあるのは「第十条の十二の二第二号」と、同条第六項中「次条各号」とあるのは「第十条の十二の二各号」と、同条第七項中「優良産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは「令第六条の十三第二号に掲げる者」と、「法第十四条第二項」とあるのは「法第十四条の四第二項」と、同条第八項中「この項」とあるのは「第九条の二第八項」と読み替えるものとする。

3　（略）

（特別管理産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準）

第十条の十二の二　令第六条の十三第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　従前の法第十四条の四第一項の許可に係る許可の有効期間（同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。）又は当該有効期間を含む連続する五年間（同条第一項の許可を受けている期間に限る。）のいずれか長い期間において特定不利益処分を受けていないこと。

二～四　（略）

五　申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること。

六　申請者が法人である場合には、次のイ又はロのいずれかの基準に該当すること。

イ　直前三年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が百分の十以上であること。

ロ　前事業年度における営業利益金額等が零を超えること。

七～九　（略）

（特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請）

第十条の十六　（略）

2　第十条の四第二項（第五号に係る部分を除く。）から第八項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同条第二項第四号中「産業廃棄物の処分」とあるのは「特別管理産業廃棄物の処分」と、「埋立処分及び海洋投入処分」とあるのは「埋立処分」と、同項第九号中「優良産業廃棄物処分業者」とあるのは「令第六条の十四第二号に掲げる者」と、「法第十四条第七項」とあるのは「法第十四条の四第七項」と、「次条第一号」とあるのは「第十条の十六の二第一号」と、同条第三項中「次条第二号」とあるのは「第十条の十六の二第二号」と、同条第五項中「次条各号」とあるのは「第十条の十六の二各号」と、同条第六項中「優良産業廃棄物処分業者」とあるのは「令第六条の十四第二号に掲げる者」と、「法第十四条第七項」とあるのは「法第十四条の四第七項」と、同条第七項中「この項」とあるのは「第十条の四第七項」と、同条第八項中「第五号」とあるのは「第四号」と読み替えるものとする。

3　（略）

（特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請）

第十条の十二　（略）

2　第九条の二第二項から第七項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同条第二項第十五号中「令第六条の九第二号」とあるのは「令第六条の十三第二号」と、「法第十四条第二項」とあるのは「法第十四条の四第二項」と、「次条第一号」とあるのは「第十条の十二の二第一号」と、同条第五項中「令第六条の九第二号」とあるのは「令第六条の十三第二号」と、「法第十四条第二項」とあるのは「法第十四条の四第二項」と、同条第六項中「この項」とあるのは「第九条の二第六項」と読み替えるものとする。

3　（略）

（特別管理産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準）

第十条の十二の二　令第六条の十三第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　従前の法第十四条の四第一項の許可に係る許可の有効期間（同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。）において特定不利益処分を受けていないこと。

二～四　（略）

五　申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が百分の十以上であること。

（新規）

六～八　（略）

（特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請）

第十条の十六　（略）

2　第十条の四第二項（第五号に係る部分を除く。）から第六項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同条第二項第四号中「産業廃棄物の処分」とあるのは「特別管理産業廃棄物の処分」と、「埋立処分及び海洋投入処分」とあるのは「埋立処分」と、同項第九号中「令第六条の十一第二号」とあるのは「令第六条の十四第二号」と、「法第十四条第七項」とあるのは「法第十四条の四第七項」と、「次条第一号」とあるのは「第十条の十六の二第一号」と、同条第三項中「次条各号」とあるのは「第十条の十六の二各号」と、同条第四項中「令第六条の十一第二号」とあるのは「令第六条の十四第二号」と、「法第十四条第七項」とあるのは「法第十四条の四第七項」と、同条第五項中「この項」とあるのは「第十条の四第五項」と、同条第六項中「第五号」とあるのは「第四号」と読み替えるものとする。

3　（略）